

## 年金業務の一元的処理が開始されています

平成19年4月より全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」)での年金業務の一元的処理が開始となりました。

このことについては、これまで共済ニュースやホームページ等でお知らせしてまいりましたが、今後においては全国連合会が年金の決定と支払いを行うことになり、奈良県市町村職員共済組合は同連合会から委託を受け年金書類等の各種手続きおよび年金相談業務を行うこととなります。

なお、今回の一元的処理にともない全国連合会のホームページが刷新され、下記のとおり年金に関連した情報が掲載されていますので、あわせてご活用ください。

### 【全国市町村職員共済組合連合会ホームページ刷新掲載内容】

1. 年金給付事業(制度解説)
2. 年金手続きの案内
3. 年金額試算機能
4. 年金Q&A
5. どこでも年金相談サービス

※全国市町村職員共済組合連合会のホームページアドレスは次のとおりです。

ホームページトップページへのアドレス

<http://www.shichousonren.or.jp/>

年金ガイドトップページへのアドレス

<http://www.shichousonren.or.jp/pensioner/index.html>



## 平成19年度の年金額の改定について

年金額の改定は、原則として68歳未満の年金受給権者の場合は、一人あたりの対前年度に対する手取り賃金の伸び率(以下「賃金変動率」)を基準として改定が行われ、68歳以上の年金受給権者の場合は、全国消費者物価指数の対前年に対する伸び率(以下「物価変動率」)を基準として改定が行われます。

本年度の改定については、平成19年1月26日に総務省より、物価変動率がプラス0.3%となった旨が発表なされました。それに対し賃金変動率が0.0%となったことから、物価と賃金の関係が逆転することとなり、このような場合については、両者のバランスを考慮し、68歳未満および68歳以上の年金受給権者ともに賃金変動率を基準として改定を行うこととされています。

よって、平成19年度の年金額については改定が行われず、据え置きとされましたのでお知らせします。

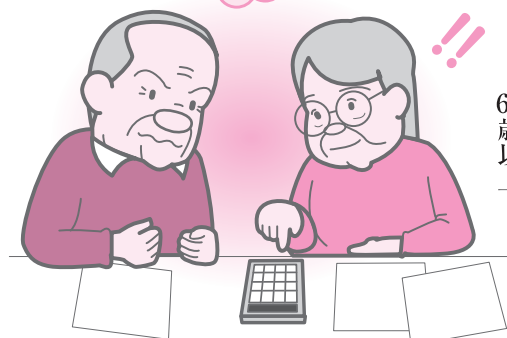
※恩給法に準ずる給付にかかる年金額の改定については、後日お知らせいたします。

### 賃金変動率



68歳未満

### 年金額



68歳以上

### 物価変動率